

第十六条

計画部會ハ本聯合ノ委員ニ依ル計画部員ヲ以テ組織シ本聯

合ノ目的遂行ノ為ノ調査研究ヲナシ本聯合ノ方針ニ參画スモノトス
相談部會ハ本聯合ノ委員ニ依ル相談部員ヲ以テ組織シ本聯合

於ケル重大事項ノ相談ニ應ズルモノトス

第十七条

本聯合ニ左ノ役員ヲ置ク
(一) 会長 姓名 (二) 副会長 姓名 (三) 主事 姓名 (四) 中央委員 姓名

第十九条

(五) 執行委員 姓名 (六) 会計 姓名 (七) 会計監査 姓名

第二十条

会長ハ本聯合ヲ代表シ諸般ノ統制ヲナスモノトス

第二十一条

副会長ハ会長ヲ補佐シ代表スルモノトス
主事ハ会長副会長ヲ補佐シ本聯合ノ事務ヲ處理スルモノトス

第二十二条

会計ハ本聯合ノ会計ヲ司ルモノシテ其ノ正儀ニ付スル責任ヲ有ス
会計監査ハ本聯合ノ会計監査ニ任ズルモノトス

第二十三条

会計監査ハ本聯合ノ会計監査ニ任ズルモノトス
本聯合ノ会計監査ヲ左ノ如ク定ム

第二十四条

本聯合ハ地方中央委員会ニテ加盟ヲ承認シタル團體ハ中央委員
会ノ採決ニ依リテ加盟ヲ定ム

第五章 加盟脱退

本聯合ハ加盟脱退ヲ左ノ如ク定ム

本聯合ハ地方中央委員会ニテ加盟ヲ承認シタル團體ハ中央委員

会ノ採決ニ依リテ加盟ヲ定ム

第廿七条
第廿八条

但シ中央委員ハ地方中央委員会ヲ禁メテシ得

第廿九条
第三十条

本聯合ハ團體ニシテ不都合ト認ムモノハ聯合ハ除名スル事ヲ
アルモノシテ毎月五日本聯合會計ニ納入スルモノトス

第廿一条
第廿三条

本聯合會計支出ニ關シテハ執行委員會ノ承認ヲ要スルモノトス
本聯合會計ハ毎年大會ニ附シテ承認シ經レモノトス

第廿四条

本聯合會計ハ中央執行委員會連帶責任トス

第七章 會計

附則